

第83回臨時会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	市長	<p>議案第34号 淡路市税条例等の一部を改正する条例</p> <p>新型コロナウイルス感染症で徴収猶予するための手続きについての条例改正だが、徴収猶予は本年2月以降に支払い期日があったものに遡ることができるということのようだが、今回の条例が施行されるまでに支払いをされた方はどのようになるのか。また、そのような方は支払い能力があったと市は見なすことになるのか。</p> <p>承認第2号 淡路市税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1条関係で、54条4項が変更され、また、新たに5項が加わることになる。現行での課税状況と、変更によりそれがどう変わると試算されているのか。 2 1条関係で市税条例10条の2、2項が削除されるが、影響額はどれくらいか。市独自にこの主旨の内容を残すことはできなかったのか。 3 2条関係で、昨年6月議会議案第34号で変更した部分をまた削除することになるが、その理由と影響、今後の対応はどうなるのか。 <p>承認第3号 淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>改正による限度額、軽減、各々の影響世帯、影響額は</p> <p>承認第4号 淡路市介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費増税による財源を背景に一部階層の保険料を引き下げるものだが、今回の対象者で年金だけが収入となっている方は、各階層どのくらいの比率になると試算しているのか。その把握状況をうかがう。